

中華人民共和国原子力軍民両用品及び関連技術の輸出規制条例（仮訳）

（1998年6月10日に中華人民共和国国務院令第245号により公布、2007年1月26日に「国務院の 中華人民共和国原子力軍民両用品及び関連技術の輸出規制条例 の修正に関する決定」により改訂）

第1条

原子力軍民両用品及び関連技術の輸出規制を強化し、核兵器の拡散を防止し、核によるテロ行為を防止し、原子力平和利用の国際協力を促進し、国家の安全と社会の公益を守るため、ここに本条例を定める。

第2条

本条例で言う原子力軍民両用品及び関連技術の輸出とは、「原子力軍民両用品及び関連技術輸出規制リスト」(以下、「規制リスト」と略称)に列挙された設備・材料・ソフトウェア・関連技術の商業輸出、並びに贈与・展示・科学技術協力・援助・役務・其他方式による国外への移転のことを指す。

第3条

国は原子力軍民両用品及び関連技術の輸出に対し厳格な規制を敷き、国が負う核兵器不拡散の国際義務を厳格に履行し、原子力軍民両用品及び関連技術が核爆発の目的、或いはテロ行為に使用されるのを防止する。

国家の安全及び国際的な平和と安全を守るため、国は原子力軍民両用品及び関連技術の輸出に対し、必要なあらゆる措置を採る事ができる。

第4条

原子力軍民両用品及び関連技術の輸出に際しては、国の関連する法律・行政法規・本条例の規定を遵守しなければならない、国家の安全及び社会の公益を損なってはならない。

第5条

国は原子力軍民両用品及び関連技術の輸出に対し、許可証による管理制度を実施する。

第6条

原子力軍民両用品及び関連技術の輸出許可は、受取側による以下の保証に基づくものでなければならない。

(1) 受取側が、中国が供給する原子力軍民両用品及び関連技術、或いはそのい

かなる複製品も、核爆発の目的及び申告した最終用途以外のその他用途には用いないことの保証。

(2) 受取側が、中国が供給する原子力軍民両用品及び関連技術、或いはそのいかなる複製品も、国際原子力機関の保障措置を受けていない核燃料サイクルに使用しないことの保証。本項の規定は国際原子力機関との間で、ボランタリー保障措置協定を結んでいる国家には適用されない。

(3) 受取側が、中国政府の許可なくして、中国が供給する原子力軍民両用品及び関連技術、或いはそのいかなる複製品も、申告した最終使用者以外の第三者に譲渡しないことの保証。

第7条

原子力軍民両用品及び関連技術の輸出業者は、商務部に登録をしなければならない。登録をしていない場合、いかなる組織或いは個人であろうと原子力軍民両用品及び関連技術を輸出してはならない。登録の具体的な規定に関しては商務部が定めることとする。

第8条

輸出「規制リスト」に列挙された原子力軍民両用品及び関連技術に関しては、商務部に申請を行い、原子力軍民両用品及び関連技術輸出申請フォーム(以下、輸出申請フォームと略称)を記入し、以下に挙げる書類を提出しなければならない。

- (1) 申請者の法定代表者・主な輸出管理者・受託者の身分証明。
- (2) 契約書或いは合意書の副本。
- (3) 原子力軍民両用品及び関連技術の技術説明或いは検査報告。
- (4) 最終使用者と最終用途の証明。
- (5) 本条例第六条に定められた保証書類。
- (6) 商務部が提出を求めたその他書類。

第9条

原子力軍民両用品及び関連技術の輸出が、国外における展示・中国側による国外における使用・国外における点検修理に該当し、かつ所定の期限内に再輸入するもの、或いは国内における点検修理の後に再輸出する場合、及び商務部が定めるその他のケースに該当する場合、申請時に商務部の審査を経て同意を得ることにより、本条例第8条に定められた関連書類の提出の免除を受けることができる。

第10条

申請者は事実通りに輸出申請フォームを記入しなければならない。

輸出申請フォームは商務部が一括して印刷・作成する。

第 11 条

商務部は、国家原子能機構或いは国家原子能機構の関連部門と協議し共同で、また、外交政策に関連する場合には外交部とも協議し、審査を実施し、輸出申請フォームと本条例第八条に定められた書類を受理した日から数えて、45 業務日以内に許可、或いは不許可の決定を下さなければならない。

第 12 条

国家の安全・社会の公益或いは外交政策に対し重大な影響を及ぼす原子力軍民両用品及び関連技術の輸出に関しては、商務部が関連機関と共に国務院に報告し認可を得ることとする。

国務院に報告し認可を得るものに関しては、本条例第 11 条に定められた時間の制限を受けないものとする。

第 13 条

原子力軍民両用品及び関連技術の輸出申請が審査を経て許可されると、商務部より原子力軍民両用品及び関連技術輸出許可証（以下、輸出許可証と略称）が交付される。

第 14 条

輸出許可証の所有者は申請した原子力軍民両用品及び関連技術の輸出の変更を行う場合、従来の輸出許可証を返還し、かつ本条例の関連規定に基づき再度申請を行い、輸出許可証を取得しなければならない。

第 15 条

原子力軍民両用品を輸出する際、輸出業者は税関に輸出許可証を提示し、税関法の規定に基づき税関手続きを行い、また税関による監督管理を受けなければならない。

第 16 条

税関は輸出業者が輸出する設備・材料・ソフトウェア・関連技術が、原子力軍民両用品及び関連技術の輸出許可証を取得する必要があるかについて問い質すことができ、また原子力軍民両用品及び関連技術の輸出規制範囲に該当するかどうかを証明する書類を、商務部に対し申請・取得するよう輸出業者に求めることができる。原子力軍民両用品及び関連技術の輸出規制範囲に該当する場合、輸出業者は本条例の規定に基づき、原子力軍民両用品及び関連技術の輸出許可証を申請し取得しなければならない。具体的な規定については税関総署が商務

部と共に制定する。

第 17 条

受取側が、その本条例第六条の規定に基づく保証に反した場合、或いは核の拡散・核テロ行為の危険が生じた場合、商務部は既に交付した輸出許可証に対し中止或いは取消の措置を採り、かつ書面により関連機関に通知しなければならない。

第 18 条

輸出業者は原子力軍民両用品及び関連技術の輸出に対する内部統制メカニズムを構築・整備し、かつ関連する契約書・船積書類・証憑・取引に関する書簡及び電報などの資料を適切に保管しなければならない。商務部は関連資料の調査・複製をすることができる。

第 19 条

輸出業者が、輸出した設備・材料・ソフトウェア・関連技術に核拡散のリスクが存在する或いは核テロの目的に利用される恐れがあることを把握している、或いは把握すべきであった場合、もしくは商務部より通知を受けた場合、当該設備・材料・ソフトウェア・関連技術が「規制リスト」に列挙されていない場合であっても、本条例の規定に基づき措置が行われなければならない。

第 20 条

国務院より認可を受けることで、商務部は関連機関と共に「規制リスト」以外の特定の原子力軍民両用品及び関連技術の輸出に対し、本条例に基づき規制を実施することを一時的に決定することができる。

前文に定められた特定の原子力軍民両用品及び関連技術を輸出する際には、本条例の規定に基づき許可を受けなければならない。

第 21 条

商務部は関連分野の専門家から構成される原子力軍民両用品及び関連技術輸出規制諮問委員会を組織し、原子力軍民両用品及び関連技術の輸出規制に関する諮問・評価・論証などの作業を担当する。

第 22 条

商務部は、単独或いは関連機関と共同で、本条例の規定への違反が疑われる行為を調査・制止することができる。必要な場合、商務部は輸出予定の設備・材料・ソフトウェア・関連技術に関連する情報を税関に通報することができ、その内税関が監督管理する貨物に該当するものに対し、税関は検査・差し押さえ

を行うことができる。税関の監督管理区域以外の、税関が監督管理する貨物に該当しないものに対し、商務部は調査封印或いは差し押さえを行うことができる。関連する組織及び個人はこれに合わせ、協力しなければならない。

第 23 条

本条例の規定に違反し、原子力軍民両用品を輸出した場合、税関法の規定に基づき処罰する。

本条例の規定に違反し、原子力軍民両用品の関連技術を輸出した場合、商務部より警告が与えられ、違法輸出額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金が科される。違法輸出額が 5 万元以下の場合には、5 万元以上 25 万以下の罰金が科される。違法所得があった場合には、違法所得を没収する。犯罪に当たる場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 24 条

輸出許可証を偽造・変造、或いは売買した場合、関連する法律・行政法規の規定に基づき処罰する。犯罪に当たる場合、法に基づき刑事責任を追及する。

詐欺或いはその他不当な手段により輸出許可証を取得した場合、商務部によりその輸出許可証は没収され、違法輸出額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金が科される。違法輸出額が 5 万元以下の場合には、5 万元以上 25 万以下の罰金が科される。違法所得があった場合には、違法所得を没収する。犯罪に当たる場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 25 条

原子力軍民両用品及び関連技術の輸出に対し規制を実施する国の職員が職務を怠った、私情にとらわれ不正をはたらいた場合、或いは職権を濫用し、犯罪に該当する行為を犯した場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪に該当しない場合であっても、法に基づき処分する。

第 26 条

商務部は国家原子能機構及び関連機関と共に、実際の状況に応じ「規制リスト」に対し調整を加え、これを公布することができるものとする。

第 27 条

中華人民共和国が締結している、或いは加盟している国際条約に本条例と異なる規定がある場合、国際条約の規定を適用するものとする。但し、中華人民共和国が保留を表明した条文についてはこの限りではない。

第 28 条

原子力軍民両用品及び関連技術を保税区や輸出加工区など特殊な監督管理区域、並びに輸出監督管理倉庫や保税物流センターなどの保税監督管理エリアより輸出する際には、本条例の規定が適用される。

原子力軍民両用品及び関連技術の通関・積替え輸送・通過の際には、本条例の規定を参照し執行する。

第 29 条

本条例は公布日より施行される。

以上